

奥州市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月19日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年9月17日から9月19日まで

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日	担当監査委員
衣川小学校	平成25年10月1日	及 川 新 太
衣川中学校	平成25年10月1日	松 本 富二郎
衣里小学校	平成25年10月1日	及 川 梅 男
古城小学校	平成25年10月2日	松 本 富二郎
上野原小学校	平成25年10月2日	
前沢小学校	平成25年10月2日	
前沢中学校	平成25年10月2日	
白山小学校	平成25年10月3日	及 川 新 太 及 川 梅 男
白鳥小学校	平成25年10月3日	
赤生津小学校	平成25年10月3日	
母体小学校	平成25年10月3日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度（平成25年4月1日から平成25年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

## 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
衣川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
古城小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
上野原小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
白山小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
白鳥小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
赤生津小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
母体小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。